

近接の原子力施設からの影響に係る審査について (第29回原子力規制委員会の議論を踏まえた修正版)

平成30年9月26日
原子力規制庁

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の許認可申請に係る原子力施設（以下「申請施設」という。）の審査において、申請施設に地理的に近接する原子力施設（以下「周辺原子力施設」という。）がある場合の審査の考え方を、以下のとおり整理する。

1 基本的な考え方

- 申請施設の安全確保の責任は当該施設の設置者に属することから、周辺原子力施設の事故からの影響は、他の外部事象と同様に、申請施設に係る審査において考慮する。

2 審査の内容

- 周辺原子力施設の事故からの影響については、主に次の観点から考慮することとなる。
 - 周辺原子力施設の事故が、申請施設の事故の起因とならないこと。
 - 周辺原子力施設の事故が、申請施設の事故対処において著しい阻害要因とならないこと。

3 対象とする原子力施設

- 審査において考慮の対象とする施設は、工学的に判断されるものであるが、以下を基本とする。
 - (1) 申請施設
 - 重大事故などの考慮を要する原子力施設¹とする。
 - (2) 周辺原子力施設
 - 申請施設の審査において影響を考慮する周辺原子力施設は、重大事故などの考慮を要する原子力施設であって、当該周辺原子力施設のPAZ²内に申請施設が立地する場合を含む。
 - 運転の可能性、使用済燃料の状態等を踏まえて、申請施設に有意な影響を与えないと考えられる原子力施設は、考慮の対象から除く。

4 周辺原子力施設の状態等に変化がある場合の対応（※）

- 申請施設の許認可処分がなされた後に、周辺原子力施設が許認可処分を受けるなどした場合、申請施設の設置者が自発的に周辺原子力施設からの影響を考慮

¹ 重大事故の考慮を要する原子力施設（加工施設にあつては、プルトニウムを取り扱う加工施設に限る。）、及び、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの考慮を要する試験研究用等原子炉施設をいう。

² 原子力災害対策指針（平成30年7月25日全部改正）第2（3）②（イ）に規定される、即時避難をする等の予防的防護措置を準備する区域をいう。

し、追加の対応等に関し所要の手續を採ることを基本とするが、原子力規制委員会は、必要に応じて申請施設の設置者に対してこれらの検討を求める。この際、手續の期限については個別に検討する。

- 上記にかかわらず、申請施設の審査の際、周辺原子力施設からの影響を考慮することが適切と考えられる場合には、原子力規制委員会は当該審査において当該施設からの影響を考慮する。
- 周辺原子力施設からの影響を考慮する際に必要な情報の入手に関して、対象となる周辺原子力施設設置者から協力を得られるよう、原子力規制委員会は必要な指導等を行う。

※今後、この項目の内容については事業者の意見を聴取することとする。